

令和6年7月9日

保護者様

清新第二中学校
校長 白石 亨

熱中症に対する生徒の安全確保 及び 教育活動について

日頃より本校の教育活動に対しまして、ご理解ご協力を賜りありがとうございます。

また先日の7月6日（土）、学校公開・保護者会におきましても、多数の保護者の皆様のご来校を頂戴いたしました。心より感謝申し上げます。

さてここ数日、猛暑日が続き、大変厳しい暑さが続いております。このように暑い日の教育活動においては、生徒の熱中症予防にしっかりと配慮していく必要があります。

先日の保護者会の中でも熱中症の予防対応をお伝えしたところですが、本日（令和6年7月9日）、江戸川区教育委員会から新たなる熱中症予防の対応基準が示されてきました。

つきましては、下記のとおり、区からの新しい基準に沿って対応し、熱中症が発症しないように、その予防の徹底に努めてまいります。よろしく願いいたします。

記

【区の以前の対応基準】

- ① 「熱中症警戒アラート」が東京都に発表されている場合
- ② 「暑さ指数（WBGT）」が観測地点江戸川臨海において、3.1以上（危険）と発表されている場合

上記の①または②のいずれかが発表された場合は、屋外の運動を伴う教育活動はすべて中止とする（体育の水泳指導も含む）。

※この基準に沿って、7月8日（月）の水泳を中止し、屋外の部活動も中止しました。

※「熱中症警戒アラート」は比較的頻繁に発表されるので、夏季休業中の屋外の部活動（サッカー・陸上競技・硬式テニス）の全面的な中止が懸念されていました。



【区の新対応基準（令和6年7月9日より）】

- ① 「熱中症警戒アラート」が東京都に発表されている場合
- ② 「暑さ指数（WBGT）」が観測地点江戸川臨海において、3.1以上（危険）と発表されている場合

上記の①②の両方が発表された場合は、屋外の運動を伴う教育活動はすべて中止とする（体育の水泳指導も含む）。

については、

「熱中症警戒アラート」が東京都に発表されている場合でも、「暑さ指数（WBGT）」が観測地点江戸川臨海において、3.1以下と発表されている場合には、生徒の健康管理に十分注意し、水分補給・休憩を取り入れながら、屋外における運動の実施が可能となりました（休み時間の外遊び・水泳指導・屋外の部活動等が可となります）。

※暑さ指数が3.1を超えることは比較的少ないので、水泳指導や屋外での部活動が中止となることは、かなり少なくなると予想されます。